

三朝町公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月 3 日

三朝町長

三朝町規則第11号

三朝町公印規則の一部を改正する規則

三朝町公印規則（昭和37年三朝町規則第14号）の一部を次のように改正する。

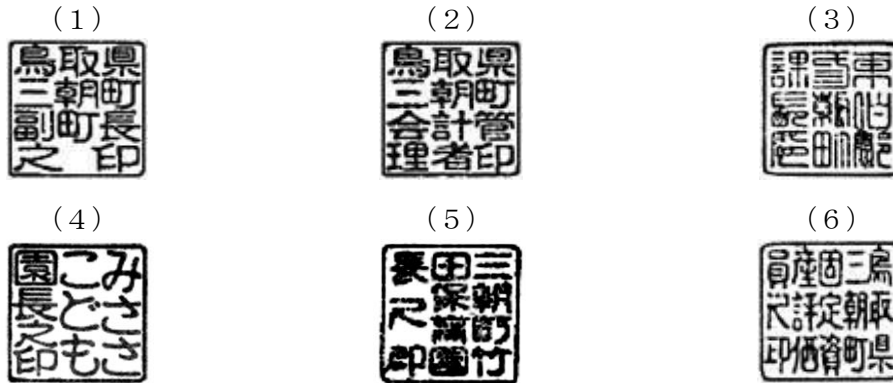
別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

機関及び 補助職員	公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメー トル)	印材	個数	保管主管
副町長	鳥取県三朝 町副町長の 印	(1)	古印体	方 18	木	1	総務課
会計管理 者	鳥取県三朝 町会計管理 者の印	(2)	古印体	方 18	水牛	1	会計課
課長	東伯郡三朝 町課長の印	(3)	てん書体	方 18	木	1	総務課
みささこ ども園長	みささこど も園長の印	(4)	古印体	方 18	木	1	町民課
竹田保育 園長	三朝町竹田 保育園長の 印	(5)	古印体	方 18	木	1	町民課

固定資産 評価員	鳥取県三朝 町固定資産 評価員の印	(6)	古印体	方 18	木	1	町民課
-------------	-------------------------	-----	-----	------	---	---	-----

形式



附 則

この規則は、公布の日から施行する。